関内アートアカデミー　入会規約

■第 1 条（名称）
本校は関内アートアカデミーと称します（以下本校という）。また、本校の会員を「受講生」と称します。

■第２条　（目的）
本校は、入会された受講生が本校での講義、制作活動によって、自己の芸術表現活動へのサポートを目的とします。

■第３条（運営・管理）
本校の運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用、会員規定の制定・改廃等の決定手続を含む）は、有限会社小原商事（以下、「弊社」といいます）が行います。

■第 4 条（受講生の義務）
受講生は、本会が定める本規約会則を遵守するものとします。

■第 5 条（受講資格の譲渡）
受講資格はいかなる場合も他人に譲渡することはできません。

■第６条（入会）
入会資格は、中学卒業もしくは同等の資格を有する方です。
入会金は、10,000 円とします。
一旦納入された入会金は、いかなる理由があっても払い戻しいたしませんので、ご了承ください。

■第７条（受講料）
受講料は１年分の前納、または既定の分割での支払いが可能です。
受講料には、材料費、道具代などは含まれておりません。特殊な課題などで別途材料費をいただく場合があります。
受講料、諸費用など納入されたものは原則として払い戻しできません。ただし、転任、移転、病気など、やむを得ない場合に限り、入会金を除き未受講分を月単位で返金いたします。
月の途中から受講を開始した場合、各月の既定の受講料をお支払いただきます。

■第８条（休日・休講・受講中止）
本校は、年末年始、夏季、春季に一定期間の休校があります。日数は本校が定める期間です。
交通機関のストライキや、自然災害、天災などにより授業が行えない場合、休講となることがあります。

■第９条（休学）
3 ヶ月以上の休学を希望する場合、休学開始の前月末日までに申告してください。申告された場合に限り、次にあげる条件が適用されます。申告なき場合、受講料は全額お支払いいただきます。
①受講料を支払い済みの場合、未受講分の半額を次の受講料へ繰り越すことができます。
②受講料を未納入の場合、休学月分の受講料の半額をお支払いただきます。

■第 10 条（自主退学）

本校の退学を希望する場合、退学希望の前月末日までに申告してください。第 7 条の条件が適用される場合に限り、未受講分の受講料を返金いたします。

退学される場合は、すみやかに荷物を運び出してください。

■第 11 条（禁止事項）

本校は、次にあげる行為を受講生に対し禁止します。

① 本校が受講生に提供する教室情報を不正に使用し、又は他の利用者や第三者に使用させること。
② 本校の提供するシステムを受講生の業務目的以外の用途に使用すること。
③ 本校の提供するシステムを違法行為もしくは違法行為と思料される用途に使用すること。
④ 本校の提供するシステムに、虚偽の情報を提供すること。
⑤ 本校及び本校の受講生を誹謗・中傷する行為。
⑥ 本校の運営を妨害する行為
⑦ 本校と類似もしくは競合する事業ないしシステム運営を行なうこと
⑧ 受講料滞納もしくは未払いが 6 ヶ月以上続く場合
⑨ 本校を利用して宗教の宣伝を含む宗教的行為、及び宗教団体の設立・活動、宗教団体への加入等宗教上の結社に関する行為をすること。
⑩ 本校を利用してビジネスの営業行為を行うこと。
⑪ 受講生たる資格に基づき取得した情報を、その態様の如何を問わず、本校の許可なく使用すること

■第 12 条（除名）

受講生が本規約及び第 11 条に定める義務を怠り、本校が履行もしくは中止、是正を求めたにも関わらず受講生がこれに応じない場合、当該受講生に対し除名の処分をすることができます。尚、本校が除名処分をする場合、当該会員に対する除名理由を説明いたしません。また、除名後の再入会は認められません。受講生された受講生の未受講分の受講料は返金いたします。

■第 13 条（受講資格の喪失）

受講生は、次の事由により退会となり、その資格を喪失します。

① 退学の申出を行い、本校がこれを認めた場合。
② 除名された場合。
③ 受講生が死亡した場合。
④ 破産、会社更生、民事再生、その他これに類する申立てをされ又は自ら申立てたとき。
⑤ 他の受講生、本校、運営会社又は第三者を誹謗中傷する行為及びその虞れがあると本校が判断したとき。
⑥ 第 11 条の⑧に定める受講料滞納もしくは未払いが 6 ヶ月続いた場合。

■第 14 条（本校の廃止）

本校は、天災、地変、法令の制定・改廃、行政指導、社会情勢の変化又は本校の都合により必要と認められる場合には、サービスの一部又は全部の利用を制限し又はこれらを一時休止もしくは廃止することができます。この場合、本校は利用者に対して賠償の責任を負いません。この場合、未受講分の受講料は返金いたします。

■第 15 条（個人情報の扱い）

本校は、受講生の情報を厳重に取り扱うものとし、関内アートアカデミーにかかる活動目的においてのみ利用

するものとします。

本校は、お預かりした個人情報をご本人の同意なく第三者へ提供することはありません。

ただし、以下の場合は、個人情報を本人の同意なく提供することがあります。

① 法令に基づく場合

② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

③ 国の機関、地方公共団体または当該機関・団体より委託を受けた者が法令に定める事務を遂行するにあたり、当社が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

④ 犯罪捜査のため法律(刑事訴訟法)に基づく正規の手続きを経て、裁判所より捜索差押許可状が発付されたとき

⑤ 予測不可能な緊急事態が発生したとき

第 16 条　本規約の変更

本規約の内容は本校が必要と認めた場合は、受講生の承諾または事前の通知を必要とせず変更できるものとします。それ以後の本校の利用方法、サービスについては、変更後の本規約によります。

第 17 条　信義誠実

本校と受講生は本規約に定めなき事項については、信義誠実に基づき円満に協議し解決します。

附　則

■第 18 条

本規約は 2018 年 4 月 1 日より施行します

基礎コース

受講に際しての注意

●アトリエへの入室の時間〈厳守〉
アトリエの入室は原則として授業開始 15 分前です。授業終了後はすみやかに退室してください。

●人物モデル（ヌード・コスチューム共通）授業について
モデルを使用した授業において、ポーズ中は入退室厳禁です。
モデルのポーズ中・休憩中の写真撮影、双眼鏡等の使用は厳禁です。
モデルのポーズ中の携帯電話・スマートフォンの使用は禁止です。
モデルに接近しすぎることも禁止です。

●材料費等
受講料には、材料費や道具代などは含まれておりません。特殊な課題などで別途材料費等をいただく場合があります。

●私物管理
貴重品はご自身で注意し管理してください。万一、盗難や破損などの事故が発生した場合、本校では一切責任を負いかねます。

●アトリエ内は禁煙です。所定の場所以外でも喫煙は固くお断りします。

●レンタルアトリエ（自習）について
受講生に限り、本校が定める授業外の日時にレンタルアトリエ（自習）ができます。
レンタルアトリエを利用する場合は、前日までに事務員にお申込みください。
料金は 10 分 100 円です。

ＫＡＡ関内アートアカデミー
横浜市中区翁町 1-3 小原ビル
045-681-7255

関内アートアカデミー　入会申込書

申請日　　年　　月　　日

入会希望コース	Aコース（月・水）	Bコース（火・木）	Cコース（月・火・水・木）	Dコース（金）	Eコース（土）

フリガナ		生年月日	写真 3×4cm
氏名		年　月　日生（　歳）	
住所	〒		
電話	自宅 ＦＡＸ	携帯	
メール			
緊急連絡先	〒	氏名	本人との関係
		電話	
美術の経験			
入会の目的			
指導に関する希望			
好きな美術作家			
美術以外の趣味など			
持病など特記事項			

上記の記入内容に間違いありません。また、入会後は関内アートアカデミーの規則を守り,アトリエや他の受講生の迷惑となる行為をしないことを誓約いたします。また、入会規約の全内容を承諾いたします。

年　　月　　日　　署名　　㊞